

平成29年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(消費者庁)

○庁全体における主な取組

- ✓ 6月26日(月)から実施。長官から職員に対するメッセージの発信。ゆう活の歌(替え歌)の制作・公表。
- ✓ テレワークの体験実施者を募集(7月24日前後:テレワークデーはテレワーク用端末全部稼働を目指す)
- ✓ 休暇の一層の取得促進(8月末までに、年初からの年次休暇取得日数10日以上+夏季休暇3日を目指す)
 - ・夏季休暇と年次休暇併用した1週間以上の連続休暇
 - ・家族の行事や記念日に合わせた計画的な休暇
 - ・時間休の活用など柔軟な休暇の取得
 - ・幹部会開催曜日の変更(月→火)。
- ✓ 部署ごとに、仕事の進め方の見直しのための会議を実施し、業務効率化やWLBの推進について議論

○各職場単位における独自の取組

- ✓ 20時以降の課室等の施錠(徳島は19時以降の施錠を目指す)
- ✓ 先進事例の情報収集(徳島関連) 年間休暇取得目標(全庁で15日以上 徳島では20日以上を目指す)
- ✓ タイマー会議の実施(会議の終了予定時間の明確化:徳島)、テレワーク計画の策定(徳島)

○「ゆう活」実施概要

【実施期間】平成29年6月26日～8月の2か月強

- 【実施概要】朝型勤務やフレックスタイム制等を活用し、ゆう活実施日の終業時刻について、15:45から17:15に設定。
- ・職員の希望や負担を考慮しつつ、期間を通じた実施が困難な職員であっても、一部期間の実施や体制上の工夫により、できるだけ多くの職員が参加できるようにする。
 - ・ゆう活実施職員は原則定時退庁とし、他律的な業務を除き、7、8月の期間中、全ての職員の19時以降の超過勤務ゼロを目指す。やむをえない場合でも、遅くとも20時には退庁できるようにする。
 - ・会議(検討会及び会議等の名称がつくものすべて)は、原則16時までには終了するものとする。
 - ・課室長等は、業務の見直し、合理化・効率化を行い、中長期的な超過勤務の縮減に資する。
 - ・各課長等による課室内巡回、メール発信等により職員の早期退庁を促す。